

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横芝光町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

千葉県横芝光町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施する。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付する。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行う。 また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得を把握し保険税の算定をし、納税通知書の印刷を行う。 ④口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行う。 ⑤収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ⑥情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ⑦国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(賦課)システム、住基システム、税務情報システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム、国保総合システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国保資格情報ファイル(2)国保給付情報ファイル(3)国保賦課情報ファイル(4)国保特別徴収情報ファイル(5)国保収納情報ファイル(6)国保滞納情報ファイル(7)資格情報(個人)ファイル(8)資格情報(世帯)ファイル(9)世帯所得区分情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表24、44の項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	横芝光町役場 住民課及び税務課
②所属長の役職名	住民課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	横芝光町役場 総務課行政班 千葉県山武郡横芝光町宮川11902 0479(84)1211

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	横芝光町役場 住民課国保年金班 横芝光町役場 税務課	千葉県山武郡横芝光町宮川11902 千葉県山武郡横芝光町宮川11902	0479(84)1214 0479(84)1212	
9. 規則第9条第2項の適用			[]適用した	
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国民健康保険に関する事務で、特定個人情報の取扱いに関して人手が介在する局面において、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じていることから、リスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないかダブルチェックを行う。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	横芝光町情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに従い業務を遂行している。特定個人情報を含む書類等は施錠できる書棚、書庫に保管することを徹底している。 USBを使用する場合は事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。使用する場合は暗号化、パスワードによる保護等を行っている。 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報記録された書類等が混入していないか確認をし、確実に廃棄処分をしている。 これらの対策を講じているため特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	住基システム、税務情報システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	住基システム、税務情報システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム、次期国保総合システム	事前	
平成28年12月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1) 国保資格情報ファイル(2) 国保給付情報ファイル(3) 国保賦課情報ファイル(4) 国保特別徴収情報ファイル(5) 国保収納情報ファイル(6) 国保滞納情報ファイル	(1) 国保資格情報ファイル(2) 国保給付情報ファイル(3) 国保賦課情報ファイル(4) 国保特別徴収情報ファイル(5) 国保収納情報ファイル(6) 国保滞納情報ファイル(7) 資格情報(個人)ファイル	事前	
平成28年12月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	住民課長 早川 裕明 税務課長 鈴木 健夫	住民課長 越川 誠一 税務課長 鈴木 健夫	事後	人事異動による
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	住民課長 越川 誠一 税務課長 鈴木 健夫	住民課長 萩原 浩己 税務課長 椎名 雄一	事後	人事異動による
平成30年8月8日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	住民課長 萩原 浩己 税務課長 椎名 雄一	住民課長、税務課長	事後	
令和1年6月11日	IV リスク対策		項目の追加	事後	様式変更による
令和2年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施している。 ① 被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付する。 ② 医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行っている。また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③ 被保険者の加入期間、所得を把握し保険料の算定をし、税通知書の印刷を行っている。 ④ 口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行う。 ⑤ 収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。	国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施する。 ① 被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付する。 ② 医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行う。 また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③ 被保険者の加入期間、所得を把握し保険料の算定をし、税通知書の印刷を行う。 ④ 口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行う。 ⑤ 収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ⑥ 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ⑦ 国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。	事前	国民健康保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、オンライン資格確認の仕組みの導入
令和2年3月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	住基システム、税務情報システム、滞納整理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム、次期国保総合システム	国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(賦課)システム、住基システム、税務情報システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間サーバー、国保情報集約システム、国保総合システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	国民健康保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、オンライン資格確認の仕組みの導入
令和2年3月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1) 国保資格情報ファイル(2) 国保給付情報ファイル(3) 国保賦課情報ファイル(4) 国保特別徴収情報ファイル(5) 国保収納情報ファイル(6) 国保滞納情報ファイル(7) 資格情報(個人)ファイル	(1) 国保資格情報ファイル(2) 国保給付情報ファイル(3) 国保賦課情報ファイル(4) 国保特別徴収情報ファイル(5) 国保収納情報ファイル(6) 国保滞納情報ファイル(7) 資格情報(個人)ファイル(8) 資格情報(世帯)ファイル(9) 世帯所得区分情報ファイル	事前	国民健康保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、オンライン資格確認の仕組みの導入
令和2年3月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16及び30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条・第24条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番16、30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	国民健康保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、オンライン資格確認の仕組みの導入
令和2年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠となる項) 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106 (別表第2における情報照会の根拠となる項) 27、42、43、44、45	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番27、42、43、44、45 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「内閣府・総務省令第7号」という。)第25条及び第26条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 ・内閣府・総務省令第7号第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、及び第59条の3 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	国民健康保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律により、オンライン資格確認の仕組みの導入

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施する。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付する。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行う。 また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得を把握し保険税の算定をし、税通知書の印刷を行う。 ④口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行う。 ⑤収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ⑥情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ⑦国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。	国民健康保険法及び地方税法に基づき国民健康保険業務を実施する。 ①被保険者の加入期間を管理し、納付状況に応じて、被保険者証、短期保険証、資格証明書を交付する。 ②医療機関で受診した記録を管理し、高額療養費の算定・支給を行う。 また、その受診が不当であった場合は保険者負担分の返納請求を実施する。 ③被保険者の加入期間、所得を把握し保険税の算定をし、納税通知書の印刷を行う。 ④口座払いの申し込みがあった場合は口座情報をもとに金融機関に保険税の徴収を依頼し、公的年金受給者については特別徴収情報をもとに公的年金からの天引き依頼を行う。 ⑤収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ⑥情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ⑦国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。	事後	見直しによる
令和3年12月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項 番16、30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項 番16、30 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	見直しによる
令和3年12月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番27、42、43、44、45 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「内閣府・総務省令第7号」という。)第25条及び第26条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 ・内閣府・総務省令第7号第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、及び第59条の3 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番27、42、43、44、45 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	見直しによる
令和6年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠の欄	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項 番16、30 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24、44の項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	番号法改正による
令和6年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番27、42、43、44、45 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	番号法改正による
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更による